

---

誓約書（富岳共用前評価環境：新型コロナウイルス対策）

---

国立研究開発法人理化学研究所  
計算科学研究センター  
センター長 松岡 聡 様

富士通株式会社  
プラットフォーム開発本部  
本部長 新庄 直樹 様

令和2年4月以降、「富岳」の開発の一環として提供する評価用環境（以下「富岳共用前評価環境」という。）の利用にあたり、下記に記載する研究開発の実施課題（以下「課題」という。）の参加者（以下「課題参加者」という。）を代表し、下記の誓約事項を遵守すること並びに課題参加者全員に遵守させることを誓約いたします。

課題名：

記

1. 利用目的及び関係法令等の遵守

- (1) 富岳共用前評価環境の利用は、「富岳」での早期成果創出に向けたプログラムの移植、開発及び最適化に際し、性能評価や最適化の検討を行うこと、又は調整・高度化・利用拡大に資する研究開発等を行うことを目的とするものであること。
- (2) 課題の実施及び成果の利用にあたっては、社会通念等に照らして違法性がなく、平和目的に限定されていること。
- (3) 関係法令、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の定めるスーパーコンピュータ「富岳」利用規則、その他の規則や規程及び各種手続き等を遵守すること。

2. 課題の公表

利用を認められた課題について、研究所計算科学研究センター（以下「センター」という。）が、課題名、課題代表者名、所属機関名を公表することに同意すること。

3. 施設、設備等の使用

課題参加者は、センターの共用スペースや持込サーバー室等の施設、設備等を使用する場合において、使用した量等に応じた電気代等の負担を含め、その使用に関する規定及び手続等を遵守するとともに、センターの職員の指示に従うこと。

4. 利用報告書の提出及び使用許諾

課題の実施の終了日から60日以内に研究目的、計算方法、結果等を取りまとめた「利用報告書」をセンターへ提出すること。「利用報告書」は公開とする。

また、「利用報告書」の著作権はセンターに帰属し、印刷、発行、統計処理並びにセンター及び一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「登録機関」といい、センターと登録機関をあわせて「登録機関等」という。）の発行物等（電磁的記録によるものを含む）の編

集に必要な加工を登録機関等が自由に行うことに同意すること。

なお、利用報告書の提出が期限内に実施されなかった場合は、課題参加者全員に対して、登録機関が募集・選定等を行う HPCI 課題（「富岳」共用開始後の課題を含む）における課題代表者としての応募資格の停止、及び新しい課題への参加資格の停止のペナルティが料される可能性があることに同意すること。

## 5. 成果の公開及び情報提供

- (1) 実施した課題の成果については、速やかに論文、総説の公開、講演、受賞、プレス発表、マスメディアへの掲載等で公表することに務めること。また、成果を論文やプレス発表等で公開する際には、「富岳共用前評価環境を利用した結果である」ことを明記するとともに、事前に公開する予定のものと同じの発表文書を文部科学省及びセンターに提出すること。なお、本項に基づく送付先についてはセンターより別途通知する。
- (2) 富岳共用前評価環境は、共用開始時の「富岳」システムと必ずしも同じ構成ではなく、また富岳共用前評価環境で提供されるコンパイラ等のソフトウェアやツールは開発中のものであるため、性能・電力等の評価を公表する際には、以下の記載を付すること。「富岳共用前評価環境における評価結果は、スーパーコンピュータ『富岳』の共用開始時の性能・電力等の結果を保証するものではない。」

## 6. 知的財産権の帰属

富岳共用前評価環境の利用によって生じた知的財産権については、原則として課題参加者又は課題参加者が所属する機関に帰属する。ただし、当該知的財産権の取得にあたってセンターまたは富士通株式会社（以下「開発担当企業」という。）の知的貢献が認められる場合については、原則として当事者間の相対的貢献度等に基づき、知的財産権の保護及び配分について別途協議のうえ決定すること。

また知的財産権の内、非居住者又は日本国籍を有しない者が富岳共用前評価環境を利用することでなした発明に関しては次の取り扱いとすること。

- (1) 課題参加者が特許取得等の法律的な保護を受けようとする場合には、センターに14日前までに通知の上、発明者とセンター及び開発担当企業の貢献度に応じて持ち分や費用負担を決定するものとする。
- (2) 日本の大学等教育機関または日本の国立研究機関との共同研究の結果行われる発明に係る権利及びこれから生ずる利益の配分については、共同研究に先立ち当事者間で合意するものとし、当該共同研究の条件を定める取り決めにおいて規定する。

## 7. データの帰属

課題参加者が富岳共用前評価環境を利用することによって得られたデータについては、原則として課題参加者又は課題参加者が所属する機関に帰属する。ただし、得られたデータに関してセンターまたは開発担当企業の知的貢献が認められる場合については、別途センター及び開発担当企業と協議すること。

## 8. 利用環境

- (1) 利用するプログラム及びデータのバックアップは、課題参加者が責任を持って行うこと。
- (2) 課題参加者の持込みソフトウェア、及びそのライセンスに関しては、課題参加者が責任を持って管理すること。
- (3) 課題参加者の持込みハードウェアの接続は原則として認めない。

## 9. 禁止事項

課題参加者はセンター等から提供されるソフトウェアスタック、ツール類を変更、逆アセ

ンプル、又はリバースエンジニアリングしてはならない。

#### 10. 利用状況の確認

適切な利用環境を維持するため、センターまたは開発担当企業は、課題参加者に対し、誓約事項の遵守状況について質問を行い、プログラム・入出力データ等の提供を依頼することができ、課題参加者は回答及び提供の義務を有することに同意すること。

#### 11. 違反等

誓約事項を守らなかった場合、センターに提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは富岳共用前評価環境の運用に支障をきたすとセンターまたは開発担当企業が判断した場合は、課題参加者全員の利用を停止することがあることに同意すること。

#### 12. 賠償責任

- (1) 富岳共用前評価環境の利用において、課題参加者の責による事由によりセンターが管理する施設、設備、備品、アプリケーションソフトウェアやデータなどの滅失、損傷、その他、センター及び開発担当企業に損害を与えた場合は、課題代表者がその損害を賠償すること。
- (2) 前項に規定する場合の他、富岳共用前評価環境の利用にあたり第三者に損害を与えた場合、又は課題参加者が富岳共用前評価環境を利用することでセンター及び開発担当企業を含む関係者が第三者から係争を提起された場合は、課題代表者の責任においてこれを解決すること。

#### 13. センター及び開発担当企業の免責事項

- (1) 課題参加者が富岳共用前評価環境を利用することによって課題参加者に発生した損害、及びセンターが実施する利用支援業務に起因して課題参加者に発生した損害に対しては、センター及び開発担当企業は一切の責任を負わないこと。
- (2) 富岳共用前評価環境及びセンターが管理する施設、設備、機器等の故障等により、予定していた利用時間の減少、又は富岳共用前評価環境を利用できなかったことに伴って課題参加者に発生した損害、あるいは当該故障に伴うファイルの喪失に対しては、センター及び開発担当企業は一切の責任を負わないこと。
- (3) 安全保障輸出管理の対象となる課題参加者が行う技術の提供（注）については、課題代表者が責任をもって管理することとし、センター及び開発担当企業は、当該規制への違反等に関しては、一切の責任を負わないこと。  
（注）安全保障輸出管理の対象となる課題参加者が行う技術の提供とは、富岳共用前評価環境を利用する過程で提供する技術情報や富岳共用前評価環境を利用して得た成果のうち、外国為替及び外国貿易法関係法令で規制される技術情報を非居住者等、規制される者に対して提供することをいう。

#### 14. 紛争処理

誓約事項について疑義又は紛争が生じたときは、課題代表者、センター及び開発担当企業が相互に協議、解決を図るとともに、日本国の法律に基づき神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決すること。

#### 15. 読替適用

「富岳」の開発・製造・構築が終了し、所有権が研究所に移転し、ソフトウェアの使用権が許諾されたとき、本誓約書を下記のとおり読み替えて適用する。

- (1) 誓約相手方の適用について、誓約相手方から「富士通株式会社 プラットフォーム開発

- 本部 本部長 新庄 直樹 様」を削除する。
- (2) 「6. 知的財産権の帰属」において「または富士通株式会社（以下「開発担当企業」という。）」とあるのは削除する。
  - (3) 各条文において「センターまたは開発担当企業」とあるのは「センター」と読み替える。
  - (4) 各条文において「センター及び開発担当企業」とあるのは「センター」と読み替える。

以上

令和 年 月 日

課 題 代 表 者 :  
(自筆署名)

⑩

所 属 機 関 :